

事務連絡

平成 31 年 3 月 27 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省老健局老人保健課

平成 30 年北海道胆振東部地震による被災に伴う
保険診療の特例措置の期間延長等について

平成 30 年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療の特例措置（別添参照）については、「平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」（平成 30 年 10 月 31 日厚生労働省保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡）において、平成 31 年 3 月 31 日までの取扱いとすることを示していたところである。今般、当該特例措置については終了とすることとしたため、貴管下の関係団体、保険医療機関及び保険薬局に周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。

なお、「平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」（平成 30 年 10 月 31 日厚生労働省保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡）は平成 31 年 3 月 31 日限り廃止する。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL : 03-5253-1111(内線 3288)

FAX : 03-3508-2746